

あきる野市と大和リース株式会社との包括連携協定書

あきる野市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）とは、官民連携による地域課題の解決及び公共施設を活用した住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の有する資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携活動」という。）を推進し、官民連携による地域課題の解決及び公共施設を活用した住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携活動）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項に関する連携活動に取り組むものとする。

- （1）PPP／PFIに関すること。
 - （2）公共施設のファシリティマネジメントに関すること。
 - （3）その他地域活性化又は住民サービスの向上に関すること。
- 2 甲及び乙は、連携活動を効果的に実施するため、定期的に協議を行うこととし、連携活動の詳細については、甲乙協議の上、決定する。

（情報の取扱い及び公平性・公正性の確保）

- 第3条 本協定に基づく連携活動の実施に当たり、公平性及び公正性を確保するため、甲から乙に提供される情報は、一般に公開できる情報に限るものとする。
- 2 連携活動による協議内容は、第4条第1項に規定する情報を除き、逐次公表するものとする。
- 3 本協定は、乙に対し特別の情動的優位性を付与することを目的とするものではないことを、甲乙は相互に確認する。

（機密の保持）

- 第4条 甲は、本協定について、乙から秘密であると提示された情報（以下「秘密情報」という。）を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、事前に乙の承諾を得た場合は、乙以外の者に対し、秘密情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月31日

甲：東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市
あきる野市長

乙：大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー 25階
大和リース株式会社
代表取締役社長

立会人